

第 2 4 号議案

東大和市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 0 日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。